

事業化・産業化を見据えた 知的財産の高度活用に向けて

～知的財産情報の高度活用による権利化推進事業～

独立行政法人工業所有権情報・研修館 活用促進部長 **伊藤 隆夫**

PROFILE

1993年特許庁入庁、1997年審査官、2008年審判官、2011年先任上席審査官。この間、特許情報利用推進室長補佐（電子情報管理室）、総務課長補佐（情報技術企画室）、審判課長補佐（審判企画室）等を歴任し、2011年5月より現職。

1 はじめに

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、平成23年度（2011年度）から新事業として、「知的財産情報の高度活用による権利化推進事業」を開始した。今回、本誌に執筆の機会を与えていただいたことに感謝申し上げますとともに、本稿では、同事業に係る当館の取組についてご紹介したい。

天然資源に乏しく、少子高齢化の進展や人口減少が見込まれる我が国が経済的、社会的に再び力強く成長、発展していくためには、これまで培ってきた我が国の強みである技術開発力を活かしたイノベーションの創出が、将来に向けた競争力の源泉である。

このような観点から、我が国産業の発展と日本発のイノベーションを促進するため、国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用を通じた権利化等が推進されることを同事業の目標とするものである。

同事業の中核は、3種類の知的財産マネジメント専門人材による戦略策定等の支援であるが、これに加え、世界的なイノベーション環境の変化に対応した知的財産活動に関わる環境整備も含めた公的支援サービスを基本的に無料で提供している。

2 知的財産プロデューサー等による 知的財産情報の活用支援について

～イノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援～

イノベーションの創出を効率的に進めるためには、研究成果を知的財産として戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。

そこで当館では、平成23年度から、知的財産マネジメントの専門人材である「知的財産プロデューサー」、「海外知的財産プロデューサー」及び「広域大学知的財産アドバイザー」を配置し、知的財産情報の高度活用による権利化推進事業を実施している。

◆ 研究開発機関等の戦略策定支援（知的財産プロデューサー）

—知的財産情報を活用することにより、革新的な技術について、事業化を見据えて広く・強い権利保護を推進—
(<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>)

我が国が持続的な経済成長を遂げるためには、我が国がこれまで培ってきた強みである技術力を活かすとともに、研究開発により創出された革新的な技術を活用したイノベーションを促進していくことが重要である。

このため政府は、産学官の各主体から派遣された優秀な研究者の協業による革新的な研究成果の創出や、こうした研究成果の事業への迅速な活用が期待できる大学や

研究開発コンソーシアム等（以下「研究開発機関等」という。）に対して、多額の公的資金を投入している。

これら研究開発機関等においては、効率的な研究開発成果の創出並びに研究開発成果のイノベーションへの迅速な活用のために、研究開発成果が活用される事業・産業に適した知的財産情報を収集し、事業化・産業化を見据えた知的財産戦略を策定することが不可欠である。

しかしながら、知的財産情報を高度に活用した研究戦略、知財戦略を策定する専門人材の不足等の理由により、研究開発機関等において知的財産に関する戦略的な取組が十分に行われていないのが実態である。

そこで当館では、国際競争力を持った産業を創出するため、「知的財産プロデューサー」を革新的な研究成果が期待される研究開発を推進している研究開発機関等に派遣し、研究の初期段階から成果の活用を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援している。

◆ 海外事業展開に向けた戦略策定支援（海外知的財産プロデューサー）

－海外での事業展開に適した権利保護・活用等の知財マネジメントを推進－

(<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html>)

我が国企業は、近年アジアをはじめとする新興国を中心に、海外進出の動きを活発化させている。こうした企業のアジア進出は、これまでは賃金の安さや最終需要地に近いことを重視して行われてきたが、東日本大震災後は、産業活動に対する直接的な被害に加え、多くの製造業においては、電力不足や顕在化されたサプライチェーン（供給網）の寸断や物流システムの損壊といった間接的な影響などの国内生産リスクから脱却し、最適生産体制を目指すため、生産拠点や研究開発部分の海外シフト・分散化に一層拍車が掛かっている。これは大規模製造業に限ったことではなく、大企業の生産ラインの海外移転に伴って、部品生産を行う系列中小企業等であってもそのような状況にある。

海外への事業の展開に当たっては、知的財産による的

確な権利保護等がなされていることが重要であるとともに、進出・展開・拡大のそれぞれの場面で知的財産活用の視点が必要なことは言うまでもない。

しかしながら、特に中小・中堅企業においては、海外展開国の状況に応じた知財管理・活用等を行える人材が少ない、特許などに詳しい人材が社内におらず、何から手を付けたいかわからないといった状況にある事業者も多いと考えられる。まして、知的財産の海外展開ともなれば、国ごとの仕組みや状況などを把握して、しっかりした対策を立てておくことが重要である。

そこで当館では、海外での知財経験が豊富な「海外知的財産プロデューサー」を配置し、海外での事業内容や事業展開国の知的財産保護事情に適した権利取得及び管理・活用等の海外展開時におけるあらゆるステージでの知的財産マネジメントに関するアドバイスをを行い、企業等の海外における事業展開を知的財産の面から支援している。スタッフは民間企業等で海外駐在経験のある知財のプロフェッショナルであるから、経験に基づいた実践的なアドバイスが期待できる。

◆ 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大（広域大学知的財産アドバイザー）

－大学から創出される有用な技術を実際に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組み作りを広域で推進－

(<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/unvipad/index.html>)

大学が知的財産活動を行うに当たっては、まずは大学組織内に知的財産管理体制を構築することが必要であることから、当館ではこれまで、大学における知的財産管理体制の構築を支援するために、大学知的財産アドバイザーを延べ60大学に派遣し、知的財産管理体制の整備や知的財産戦略に関する指導・助言・相談等の支援を行ってきた。

しかしながら、大学で生まれた研究成果を確実に捕捉して権利化する知的財産管理体制が未だ充分には整備できておらず、今後一層の産学連携の促進を図るためには、



知財活動に取り組む大学の裾野を更に拡大していくことが必要である。

そこで当館では、地域や技術分野による複数の大学で構成される広域ネットワークに「広域大学知的財産アドバイザー」を派遣し、大学の知財管理体制の構築を効果的に支援するとともに、ネットワーク内の知的財産に関する情報等の共有体制の構築を支援し、知的財産活動に取り組む大学の裾野の拡大と底上げを図るための取組を行っている。

3 知的財産情報活用のための環境整備

近年、研究活動や経済活動がグローバル化する中、技術の高度化・複合化や製品ライフサイクルの短期化などがイノベーションの創出環境に様々な影響を与えている。特に企業においては、自社技術だけでなく他社が持つ技術やアイデアを組み合わせ、革新的な商品やビジネスモデルを生み出すための取組が展開されている。このような世界的なイノベーション環境の変化に、我が国企業等が適切に対応し、イノベーションにおける国際競争力の維持、強化を図るため、国として知的財産情報活用に関するインフラを積極的に整備する必要がある。

◆ 開放特許情報等の提供・活用の促進

～開放特許情報データベースの整備～

(<http://plidb.inpit.go.jp/>)

開放特許情報データベースは、活用可能な開放特許(権利譲渡又は実施許諾の用意のある特許)を産業界、特に中小企業に円滑に流通させ、事業化を推進していくために、大学・公的研究機関、企業等が保有する開放特許に関する「ライセンス情報(譲渡含む)」や「ニーズ情報(導入希望情報)」を、インターネットを通じて提供するデータベースである。

また、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許使用の円滑化を促進するため、リサーチツール特許を一括して検索できるリサーチツール特許データベース

により、大学等や企業が保有し供与可能なリサーチツール特許や特許に係る有体物等について、その使用促進につながる情報を公開している。

これらのデータベースには、現在約4万2千件の開放特許情報が登録されており、「ライセンス情報(譲渡含む)」や「ニーズ情報(導入希望情報)」を無料で検索・登録できるほか、特許電子図書館(IPDL)ともリンクしており、特許公報等を見ることもできる。また、単独のライセンスでは商品化や事業実施が難しいことや、単独の技術ではその技術の利用可能性を想起することが難しいことから、複数のライセンス情報を1つのライセンスパッケージ(特許群)として登録・提供できる機能もある。

◆ 国際知財活用フォーラムの開催

経済のグローバル化が進展する中で、我が国企業においては、知的財産を軸とした海外への事業展開が活発化している。こうした我が国企業の海外展開においては、展開先である現地国の知的財産に関する情報や、知的財産活用に関する取組についての情報を得ることは、海外進出を考えている我が国企業における知財活用・知財マネジメントにおいて重要である。

さらに、現地国における知的財産の活用環境が整備されていることも、我が国企業の知財活用支援という観点から重要である。

そこで当館では、我が国知財関係者並びに現地国の知財関係者が一堂に会するフォーラムを現地国で開催することで、現地国の当局・企業・研究開発機関等と、現地国の知財情報・知財活用に関する取組についての情報の交換・共有を行い、我が国企業の知財活用のための環境整備を図る。さらに、現地国の知財関係者との間で、知財活用環境整備の重要性を共有し、知財活用に関する意識醸成を促し、現地国の知財活用環境の整備を図るとともに、本フォーラムを人的ネットワークの形成の場としても活用し、我が国企業・研究機関の知財活用の一助とする。

また、国内の知財関係者向けにも、国内においてフォー

ラムを開催し、今年度は、国際的にオープンイノベーションが加速する現代における知的財産の高度活用をメインテーマに、海外の有識者等を招へいし、海外での知財活用環境に関する情報の共有、国内における人的ネットワークの形成の場としても活用されることを目的に、知的財産活用環境の一層の整備を図って行く。

以上、このように INPIT では、知的財産マネジメントの専門人材を有効に活用していくことにより、我が国の強い技術力を強い産業へと発展させるための知的財産活用を促進するとともに、新たなイノベーション創出に向け、革新的・基盤的技術の権利化支援や我が国企業の海外展開支援等、知的財産の高度活用のための環境整備に努め、我が国産業の復興、再建を支援して参りますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。